



令和4年4月5日
四国運輸局自動車交通部

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する事業停止処分について

四国運輸局は、行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、鬼ヶ島観光自動車株式会社に監査を実施したところ法令違反が確認されたため、下記のとおり道路運送法第40条に基づく事業停止の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：令和4年3月24日
2. 処分対象事業者
 - ・事業者名：鬼ヶ島観光自動車株式会社（法人番号2470001000891）
 - ・代表者：古川 隆之
 - ・営業所：本社営業所（香川県高松市女木町15-22）
 - ・保有車両数：3両
3. 処分内容
 - ・処分年月日：令和4年3月24日
 - ・処分内容：122日間の事業停止処分

この処分により付された違反点数は58点（累積違反点数71点）

4. 監査の概要
令和3年11月17日に本社営業所に対し特別監査を実施したところ、点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）他19件の関係法令の規定に違反する事実が確認されました。
5. 違反の内容
 - ① 営業所の公示事項が不適切であったこと
（道路運送法第12条第1項）
 - ② 運転者の勤務時間及び乗務時間に従った乗務割等を定めていなかったこと
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
 - ③ 運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）
 - ④ 運転者に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
 - ⑤ 運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第4項）
 - ⑥ 運転基準図を作成していなかったこと
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）

- ⑦ 運転者に対して運転基準図に基づく指導をしていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
- ⑧ 運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ⑨ 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑩ 高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ⑪ 事業用自動車の日常点検を実施していなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第47条の2)
- ⑫ 事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第48条)
- ⑬ 整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第52条)
- ⑭ 運行管理規程を定めていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)
- ⑮ 運行管理者に対して法令で定められた特別講習を受講させていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- ⑯ 運行管理者に対して法令で定められた一般講習を受講させていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- ⑰ 営業所に備えおくべき書類が適切に管理されていなかったこと
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第69条)
- ⑱ 輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと
(道路運送法第29条の3)
- ⑲ 法令に基づく社会保険等(社会保険、厚生年金保険、労働災害保険、雇用保険)への適正な加入がなされていなかったこと
(道路運送法第30条第2項)
- ⑳ 事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと
(道路運送法第94条第1項)

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官 坂尾、水上
電話：087-802-6774